

9. 刑を終えて出所した人及びその家族

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人に真摯な更生意欲がある場合でも、地域社会に潜在する拒否的な差別感情により、就職や住居の確保に際して大きな障害が生じるなど、その社会復帰は厳しい状況にあります。また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

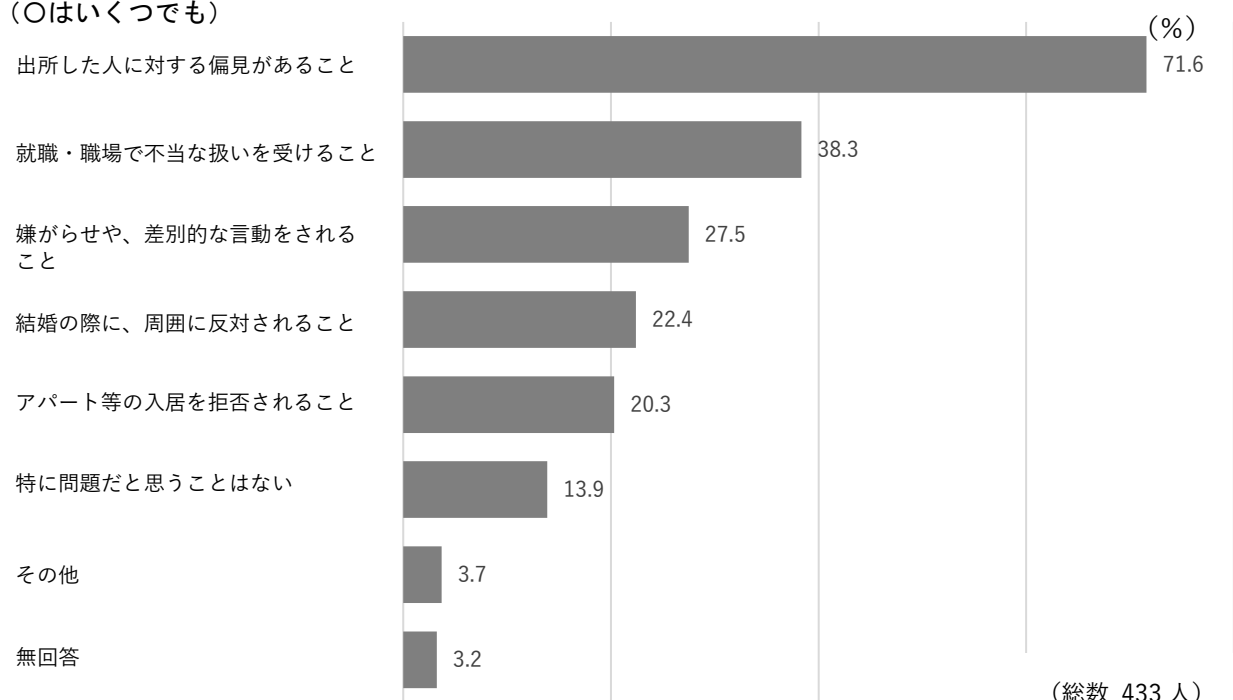
これらの状況を踏まえ、国は2008（平成20）年に策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008^{*77}」で、再犯防止対策の一環として刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進することとしました。また、2016（平成28）年に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法^{*78}）」は、その目標において「犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進する」ことを掲げ、そのための施策を国、地方公共団体が進めることと決めました。刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑に生活を営むためには、本人の強い更生意欲や努力とともに、職場・地域社会等周囲の人々の理解と協力が求められます。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

刑を終えて出所した人の人権について

問21. 刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。

(○はいくつでも)



■「出所した人に対する偏見があること」が7割強

刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「出所した人に対する偏見があること」が71.6%（県65.1%）で最も高い。次いで「就職・職場で不当な扱いを受けること」38.3%（県36.8%）、「嫌がらせや、差別的な言動をされること」27.5%（県23.3%）となっている。

（2）施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするためには、社会全体の支援と市民一人一人の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、関係機関・団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

（3）具体的施策

ア. 刑を終えて出所した人等に対する理解の促進

刑を終えて出所した人やその家族について、地域住民や事業者等の理解が進み、偏見や差別が解消されるよう、関係機関・団体等と連携・協力して啓発に努めます。

イ. 刑を終えて出所した人等の社会復帰に向けた支援

「浜田地区更生保護サポートセンター*79」「浜田地区保護司会」や保護司*80等と連携しながら、刑を終えて出所した人等の社会復帰に向け、就労先や住宅の確保等の支援を行います。

用語解説

*77 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008

2002（平成14）年の刑法犯認知件数が戦後最悪の285万件に達し、社会不安が増大したことを背景に、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識された。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、政府では、2003（平成15）年9月から、首相が主宰し全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催している。同年12月には、同会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定された。その後5年間の取り組みにより、治安状況は着実に改善しつつあったものの、依然として客観的な治安状況は戦後の安定期には及ばず、また、振り込め詐欺の多発、凶悪な事件の相次ぐ発生等により、国民の体感治安は依然として改善していなかった。そこで、政府では、2008（平成20）年12月に開催された第12回犯罪対策閣僚会議において、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を持続的に講じていくため「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定し、再犯防止対策の一環として、刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進することとした。

***78 再犯防止推進法（再犯の防止等の推進に関する法律）**

近年、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となったことから、再犯の防止等に関し、基本理念及び施策の基本事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにした法律。国の責務として、再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実や社会における職業・住居の確保、再犯防止推進の人的・物的基盤の整備、再犯防止施策推進に関する重要事項や再犯防止推進計画の策定等を定め、地方公共団体には、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、国に準ずる施策の実施や地方再犯防止推進計画の策定等を努力義務として課した。2016（平成 28）年 12 月 14 日に公布、施行された。

***79 浜田地区更生保護サポートセンター**

浜田市・江津市における更生保護事業の拠点として、2014（平成 26）年 12 月に開設された。保護司会運営の円滑化、保護司相互の連携強化、更生保護のワンストップサービス等を行う。

***80 保護司**

法務大臣から委嘱を受けた、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。身分は非常勤の国家公務員。業務内容は、保護観察対象者の保護観察、釈放後の社会復帰に向けての生活環境整備、犯罪予防の啓発活動等。本市における活動は、浜田地区保護司会江津分区が、毎年 7 月の強調月間を中心に「社会を明るくする運動」に関する活動を行うほか、学校や地区に出向いての啓発活動を行っている。また、保護観察対象者の更生に向け、担当保護司が月 2 回以上の面接を行い、日常生活や家庭の様子を確認しながら就学確保や、自立に向けた生活安定のため就労支援を行っている。